

# 令和3年度 尾道市国民健康保険料

## 新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した等の事由により保険料を納付することが困難な方は、保険料を減免（全部または一部）する制度があります。

事業収入等が昨年の3割以上減少する見込み等の要件を満たす方が対象となります。

詳しくは、広報おのみち7月号または尾道市ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染防止のため、窓口での申請を控え、郵送での申請をお願いします。

## 国民健康保険料の概要

- ◎職場の健康保険、後期高齢者医療制度等に加入している人や、生活保護を受けている人を除くすべての人は、国民健康保険に加入する必要があります。加入人数、月数等に応じて保険料がかかります。
- ◎世帯ごとに計算し、世帯主宛てに保険料の決定通知書等を送付します。  
世帯主が国保の加入者でない場合も、世帯内に国保加入者がいる場合は、世帯主宛てに保険料の決定通知書等を送付します。（この場合の世帯主を擬制世帯主といいます。）
- ◎保険料の決定は、毎年7月で、4月から翌年3月までの1年分の保険料を7月～翌年3月の9回に分けて納めていただきます。（年金からの差引きの場合は、6回に分けて納めていただきます。）⇒3・4ページを参照してください。
- ◎7月以降に資格異動等があった場合は、届出の翌月に保険料の賦課・更正決定通知書を送付します。  
加入の届出が遅れた場合でも、保険料は前の健康保険を喪失したり、転入した月分からかかります。  
また、他の健康保険への加入等で国民健康保険を喪失した場合も、喪失した月分から減額となります。  
※国保加入・喪失の届出は、原則、異動から14日以内にさせていただく必要があります。

## 保険料の計算方法

その年に予測される医療費から、皆さんが病院で支払う一部負担金や国からの補助金などを差し引いた額（医療分）と、後期高齢者医療制度に対する支援分（支援分）、介護保険制度に対する支援分（介護分：40歳～64歳の人のみ負担）を合計したものを、保険料として各世帯に次の基準により割り当てます。

### ①所得割

加入者の所得に応じて計算

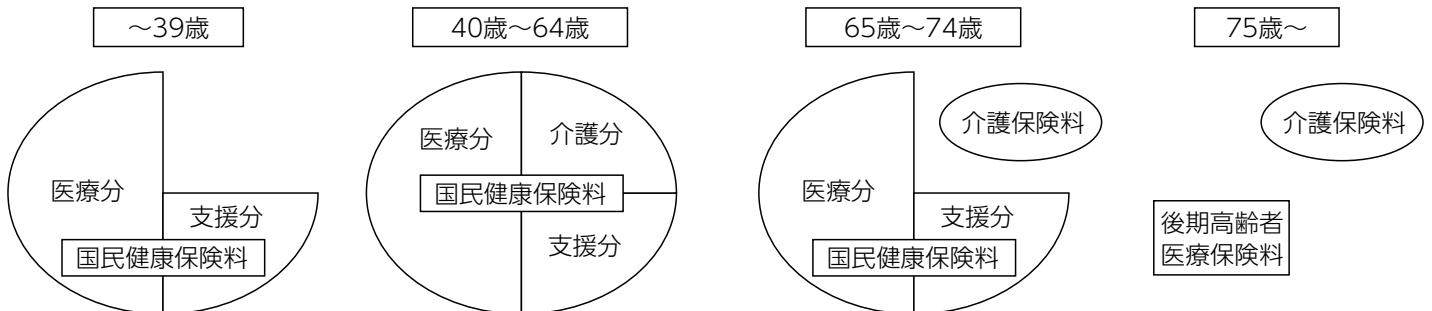
### ②均等割

加入者数に応じて計算

### ③平等割

世帯ごとに計算

～年齢に応じて保険料の内訳及び制度が異なります～



※国民健康保険料は世帯ごとに計算し、介護保険料と後期高齢者医療保険料は個人ごとに計算します。

～年齢によって計算の時期が異なります～

到達年齢	40歳（7月以降）	65歳	75歳
計算時期	40歳になった翌月	7月（当初賦課時）	7月（当初賦課時）
説明	介護分を含め再計算し、 <u>年度途中で増額の通知を送付します。</u>	あらかじめ、65歳以降の介護分は含めず計算しますので、 <u>年度途中で支払額の変更はありません。</u>	あらかじめ、75歳以降の国民健康保険料は含めず計算しますので、 <u>年度途中で支払額の変更はありません。</u>

## 令和3年度の保険料率及び額

令和3年度（令和3年4月～翌年3月）の保険料は、令和2年中の所得等に基づき、次のような方法で世帯ごとに計算します。

※所得割、均等割については、加入者ごとに計算したものを合計し、平等割は1世帯ごとに計算します。

	計算の基礎	医療分	支援分	介護分 (40歳～64歳)	合 計	
					(介護分無し)	(介護分含む)
所得割	総所得金額等－最大43万円	5.76%	2.46%	1.80%	8.22%	10.02%
均等割	加入者1人につき	22,980円	9,900円	9,240円	32,880円	42,120円
平等割	1世帯につき	18,480円	6,720円	4,560円	25,200円	29,760円
賦課限度額	1世帯につき	63万円	19万円	17万円	82万円	99万円

※それぞれ計算した結果が、「賦課限度額」を超える場合は、「賦課限度額」がその項目の保険料額になります。

★~~~~~の部分は、今年度から変更となりました。

## 低所得者に対する保険料軽減制度

次の要件に当てはまる世帯は、均等割・平等割の保険料が軽減されます。（申請の必要はありません。）

### ◎世帯主（擬制世帯主含む）及び国保加入者の前年中の所得金額の合計が

43万円+10万円×(給与・年金所得者数－1)以下	7割軽減
43万円+10万円×(給与・年金所得者数－1)+28万5千円×(国保加入者数)以下	5割軽減
43万円+10万円×(給与・年金所得者数－1)+52万円×(国保加入者数)以下	2割軽減

※10万円×(給与・年金所得者数－1)は、給与・年金所得者の数が2以上の場合のみ計算します。給与・年金所得者数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。

- ・給与収入が55万円を超える人（給与収入のうち事業専従者給与を除く）
- ・令和2年12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
- ・令和2年12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人

※賦課期日（4月1日）又は賦課期日後に納付の義務が発生した場合には発生した日で判定します。

※世帯主及び国保加入者に所得不明な人がいると軽減できませんので、前年中に収入がなかった人や非課税収入のみの人についても所得の申告が必要となります。

※前年に公的年金等所得があり、前年末に65歳以上の人は、公的年金等所得から最高15万円を控除した額で判定します。

※専従者給与等の控除や分離譲渡所得に係る特別控除がある場合は、控除する前の所得金額で判定します。

※専従者給与にかかる所得は、判定基準の所得に含まれません。

## 後期高齢者医療制度移行に伴う経過措置

後期高齢者医療制度移行に伴って、国民健康保険料を次のとおり軽減します。

### (1) 低所得者に対する軽減

国保から移行した後期高齢者の所得及び人数も含めて保険料の軽減判定を行います。  
（世帯主、後期移行者、国保加入者の関係に変更がない場合に限り。）

### (2) 平等割額に対する経過措置

国保の加入者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、残った国保加入者が一人となる場合は、保険料の平等割額（介護分を除く）を移行してから5年間は半額、その後3年間は4分の3とします。

（世帯主、後期移行者、国保加入者の関係に変更がない場合に限り。ただし、加入者数の判定は賦課期日に毎年行います。）

### (3) 被扶養者であった人に対する経過措置（減免申請が必要です。）

協会けんぽ等の被保険者が、後期高齢者医療制度に移行したことにより、被扶養者だった人（旧被扶養者：国保加入時に65歳以上の人）に限り。が国保に加入した場合、次の金額を減免します。

- ①旧被扶養者の所得割については賦課しません。
- ②旧被扶養者の均等割額を、資格を取得した月以後2年間半額とします。
- ③旧被扶養者のみの世帯の場合は、平等割額も資格を取得した月以後2年間半額とします。

※②、③について、低所得者に対する軽減制度の7割・5割軽減に該当する場合は適用せず、2割軽減に該当する場合は半額とします。

# 減 免 制 度

新型コロナウイルスの影響以外で、次のような事由により保険料を納付することが困難な場合は、保険料を減免（全部または一部）する制度があります。納期限（特別徴収の場合は年金が支給される日）までに申請が必要です。

- 貧困のため公私の扶助を受けて生活している
- 震災・風水害、火災その他これに類する災害により被害を受けた
- 失業又は休業、その他の理由により所得が減少し、生活が著しく困難になった  
※所得割のみ減免対象となります。世帯の収入及び資産を調査し、総合的に判断して決定します。
- 刑務所、留置所等に1か月を超えて入っている

## 非自発的失業者への軽減措置

会社の倒産や解雇、雇用期間満了など非自発的理由で失業した人は、保険料が軽減されます。

この制度の適用を受けるには、申請が必要です。

【申請に必要な書類：雇用保険受給資格者証・国民健康保険証】

### ● 軽減対象者

離職日時点で65歳未満の雇用保険受給者のうち、雇用保険受給資格者証の「離職理由」欄のコードが11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかである人

### ● 軽減内容

該当者の前年の給与所得を100分の30とみなして保険料を算定します。

### ● 軽減期間

離職した日の翌日から翌年度末までの期間

雇用保険受給資格者証の抜粋画像。表の「離職理由」欄に「11」と「12」が記載されている。この欄は「12 離職理由」として強調されている。

# 納 付 方 法

## ① 普通徴収（口座振替または納付書）

一度手続きをすれば、次年度以降も自動的に継続され、納め忘れがなくなり便利です！

### (1) 口座振替

市内に本支店のある銀行・農協・漁協・信用金庫・ゆうちょ銀行（郵便局）等の金融機関で手続きできます。

【手続きに必要なもの：通帳、通帳届出印】

※概ね毎月20日までに手続きされると、翌月分から振替開始となります。

### (2) 納付書

市内に本支店のある銀行等の金融機関で納付してください。バーコード表示のある納付書はコンビニでも納付できます。

スマートフォンアプリ（PayB・PayPay・LINEPay）での納付も可能です。（ただし領収書は発行されません。）

◆普通徴収の納期限（令和3年度） 納期限は、原則月末（12月は25日）、該当日が休日の場合は、翌営業日となります。

期別	納期限 (口座振替日)	期別	納期限 (口座振替日)	期別	納期限 (口座振替日)
第1期	8月2日(月)	第2期	8月31日(火)	第3期	9月30日(木)
第4期	11月1日(月)	第5期	11月30日(火)	第6期	12月27日(月)
第7期	1月31日(月)	第8期	2月28日(月)	第9期	3月31日(木)

※3月以降の新規加入の届出等により、令和3年度以前分が増額となる場合は、原則届出月の翌月末が納期限（一括払い）となります。

## ②特別徴収（年金からの差引き）

次の条件にすべて該当する世帯は、自動的に10月に特別徴収に切り替わります。（申請の必要はありません。）

- 世帯主が国保加入者
- 加入者全員が65～74歳
- 世帯主が介護保険料特別徴収対象者
- 国保と介護の保険料の合計が特別徴収対象となる年金の支給額の1/2以下

※世帯主が、年度途中で75歳に到達予定の場合は、年度当初（4月）から特別徴収が中止となります。

### ◆特別徴収の納付月（令和3年度）

年6回の公的年金支給日に保険料を差引きます。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
令和3年2月分の保険料額と同じ額を差引きます。			確定した年間保険料から、仮徴収分を差引いた額を3回に振り分けて差引きます。		

※年度内の各納付月の保険料が概ね均等になるように、8月で調整を行う場合があります。

※特別徴収の額は、年度途中で変更できないため、年度途中で保険料が増額の場合、増額分は普通徴収となります。また、減額の場合は、特別徴収から普通徴収へ切り替わります。

※令和3年度から特別徴収の対象となる場合は、確定した年間保険料を6回に分けて、そのうち3回分を第1～3期の普通徴収で納めていただき、残り3回を10月・12月・2月の年金から差引きます。

## 納付方法を特別徴収から口座振替へ変更できます

特別徴収に該当する場合は、原則は特別徴収ですが、次の①②いずれにも該当する人は、申し出により口座振替に変更することができます。

- ①口座振替手続き済の人
- ②滞納のない人

### 【手続き方法】

金融機関へ口座振替依頼書を提出後、その控えを添付のうえ（既に口座登録済みの人は不要です。）「納付方法変更申出書」を、市民税課保険料係または各支所窓口へ提出してください。

**10月から特別徴収停止の申し出期限 令和3年7月30日（金）**

（この期限以降の申し出による変更時期については、お問い合わせください。）

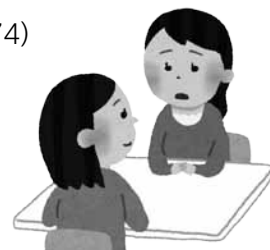
※既に変更の手続きをされている場合や、特別徴収のままでも差し支えない場合は、手続きの必要はありません。

## ◆◆◆ お支払が困難な場合は、早めにご相談ください!! ◆◆◆

納期限までに納付できない場合は、収納課へ相談してください。（収納課収納係：0848-38-9174）

### ▼特別な理由もなく滞納すると…▼

きちんと納めている人との公平を図るため、特別な理由がないのにいつまでも滞納を続ける人は、「被保険者証」の代わりに「被保険者資格証明書」を交付し、診療時の医療費をいったん全額払っていただくようになります。



**お問い合わせ先** : **尾道市市民税課保険料係**  
**電話** (0848) 38-9145